

滞金額に対する減免額の割合と同じ割合により減免されたものとする。

(還付等)

第十三条 市町村は、第七条第一項の規定により当該市町村の個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金及び当該市町村を包括する都道府県の個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金と併せて徴収した森林環境税に係る徴収金に係る過誤納金がある場合には、当該市町村の個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金に係る過誤納金の還付の例により、遅滞なく、還付しなければならない。

2 都道府県は、地方税法第七百三十九条の五第一項又は第二項の規定により当該都道府県の個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金及び当該都道府県の区域内の市町村の個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金と併せて徴収した森林環境税に係る徴収金に係る過誤納金がある場合には、当該都道府県の個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金に係る過誤納金の還付の例により、遅滞なく、還付しなければならない。

3 前二項の規定による森林環境税に係る徴収金に係る過誤納金の還付は、個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金及び地方税法第四十一条第一項の規定によりこれと併せて賦課徴収を行う個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金に係る過誤納金の還付と併せて行わなければならない。

(過誤納金の都道府県又は国への払込額からの控除等)

第十四条 市町村は、前条第一項の規定により森林環境税に係る徴収金に係る過誤納金を還付することとした場合には、政令で定めるところにより、当該過誤納金に相当する額を、地方税法第七百三十九条の四第二項の規定により翌月の十日までに都道府県に払い込むものとされる森林環境税に係る徴収金として納付され、又は納入された額(以下この項及び第三項において「市町村の払込予定額」という。)であつて当該過誤納金を還付することとした日の属する月に納付され、又は納入された総額から控除するものとする。ただし、当該過誤納金に相当する額が当該総額を超える場合には、当該超える額に相当する額に達するまでの額を市町村の払込予定額であつて当該月の翌月以後の各月に納付され、又は納入されたものの総額から順次控除するものとする。

2 都道府県は、前条第二項の規定により森林環境税に係る徴収金に係る過誤納金を還付することとした場合には、政令で定めるところにより、当該過誤納金に相当する額を、第八条第三項の規定により同項に規定する期日までに国に払い込むものとされる森林環境税に係る徴収金として徴収した額(以下この項及び次項において「都道府県の払込予定額」という。)であつて当該過誤納金を還付することとした日の属する月に徴収した総額から控除するものとする。

3 前二項の規定の適用を受けた過誤納金について返納があつた場合その他政令で定める事由が生じた場合には、政令で定めるところにより、当該返納があつた額その他政令で定める額に相当する額を、当該返納があつた日又は政令で定める事由が生じた日の属する月における市町村の払込予定額又は都道府県の払込予定額の総額に加算するものとする。

第十五条 地方税法第三百条第一項の規定により定められた個人の市町村民税の納税管理人は、当該市町村における当該納税義務者に係る森林環境税の納税管理人として、納税に関する一切の事項を処理しなければならない。

第十六条 市町村長が第七条第一項の規定により当該市町村の個人の市町村民税及び当該市町村を包括する都道府県の個人の道府県民税と併せて賦課徴収を行う森林環境税に関する処分は、不服申立て及び訴訟については、地方税法に基づく処分とみなして、同法第一章第十三節の規定を適用する。この場合において、同法第十九条中「地方団体の徴収金」とあるのは、「地方団体の徴収金及び森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第二号第五号に規定する森林環境税に係る徴収金(第九号及び第十九条の七において「森林環境税に係る徴収金」という。))」と、同法第九号並びに同法第十九条の七第一項及び第二項中「地方団体の徴収金」とあるのは、「地方団体の徴収金及び森林環境税に係る徴収金」とする。

(犯罪事件の調査及び処分)

第十七条 森林環境税に関する犯罪事件については、個人の市町村民税に関する犯罪事件とみなして、地方税法第一章第十六節の規定を適用する。

第十八条 市町村長は、政令で定めるところにより、都道府県知事を經由して総務大臣に対し、森林環境税額、森林環境税に係る免除及び滞納の状況その他必要な事項を報告するものとする。

2 総務大臣は、必要があると認める場合には、前項に規定するもののほか、市町村長又は都道府県知事に対し、当該市町村又は都道府県に係る森林環境税の賦課徴収に関する事項の報告を求めることができる。

3 総務大臣が市町村長又は都道府県知事に対し、森林環境税、個人の市町村民税及び個人の道府県民税の賦課徴収に関する書類を閲覧し、又は記録することを求めた場合には、市町村長又は都道府県知事は、関係書類を総務大臣又はその指定する職員に閲覧させ、又は記録させるものとする。

第四節 雑則

第十九条 外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和三十七年法律第百四十四号。以下この項において「外国居住者等所得相互免除法」という。)

2 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和四十四年法律第四十六号。以下この項及び第二十六条において「租税条約等実施特例法」という。)

2 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和四十四年法律第四十六号。以下この項及び第二十六条において「租税条約等実施特例法」という。)

(収納の特例)

第二十条 第八条第一項の規定により個人の市町村民税及び個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金と併せて納付し、又は納入しなければならない森林環境税に係る徴収金の収納の事務については、森林環境税に係る徴収金を普通地方公共団体(特別区を含む。以下この項において同じ。)の歳入とみなして、普通地方公共団体の歳入の収納の事務に関する政令で定める法令の規定を適用する。

2 第八条第一項の規定により個人の市町村民税及び個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金と併せて納付し、又は納入しなければならない森林環境税に係る徴収金の収納の事務については、森林環境税に係る徴収金を地方団体の徴収金とみなして、地方税法第七百四十七条の六から第七百四十七条の十一までの規定を適用する。

第五節 罰則

(検査拒否等に関する罪)

第二十一条 この章の規定により市町村又は都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二十九条第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

2 法人(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項、次条第四項及び第五項、第二十四条第四項並び

に第二十五条第二項において同じ。）の代表者（当該社団又は財団の代表者又は管理人を含む。次条第四項、第二十四条第四項及び第二十五条第二項において同じ。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に對し、同項の罰金刑を科する。

3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものについて前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第二十三条 偽りその他不正の行為により森林環境税の全部又は一部を免れたときは、その違反行為をした者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 第七条第一項の規定によりその例によることとされる地方税法第三百二十一条の五第一項若しくは第二項ただし書又は第三百二十一条の七の六（同法第三百二十一条の七の八第三項において準用する場合を含む。）の規定により徴収して納入すべき森林環境税に係る納入金の全部又は一部を納入しなかつたときは、その違反行為をした者は、十年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

3 前項の納入しなかつた金額が二百万円を超える場合には、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、二百万円を超える額でその納入しなかつた金額に相当する額以下の額とすることができる。

4 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して第一項又は第二項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に對し、当該各項の罰金刑を科する。

5 前項の規定により第二項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

6 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものについて第四項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその

訴訟行為につき当該法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第二十四条 森林環境税の納税者又は特別徴収義務者が滞納処分を執行を免れる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、若しくは市町村の不利益に処分し、その財産に係る負担を偽って増加する行為をし、又はその現状を改変して、その財産の価額を減損し、若しくはその滞納処分に係る滞納処分費を増大させる行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 納税者又は特別徴収義務者の財産を占有する第三者が納税者又は特別徴収義務者に滞納処分の執行を免れさせる目的で前項の行為をしたときも、同項と同様とする。

3 情を知つて前二項の行為につき納税者若しくは特別徴収義務者又はその財産を占有する第三者の相手方となつたときは、その相手方としてその違反行為をした者は、二年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前三項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に對し、当該各項の罰金刑を科する。

5 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものについて前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第二十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第七条第一項の規定によりその例によることとされる地方税法第三百三十一条第六項の場合において、国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）第百四十一条の規定の例により行う市町村の徴税吏員の質問に對して答弁をせず、又は偽りの陳述をしたとき。

二 第七条第一項の規定によりその例によることとされる地方税法第三百三十一条第六項の

場合において、国税徴収法第百四十一条の規定の例により行う市町村の徴税吏員の帳簿書類（同条に規定する帳簿書類をいう。次号において同じ。）その他の物件の検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

三 第七条第一項の規定によりその例によることとされる地方税法第三百三十一条第六項の場合において、国税徴収法第百四十一条の規定の例により行う市町村の徴税吏員の物件の提示又は提出の要求に對し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出したとき。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に對し、同項の罰金刑を科する。

3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものについて前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

（滞納処分に関する虚偽の陳述の罪）

第二十五条の二 第七条第一項の規定によりその例によることとされる地方税法第三百三十一条第六項の場合において、国税徴収法第九十九条の二（同法第九十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定の例により市町村長に對して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

（秘密漏えいに関する罪）

第二十六条 森林環境税に関する調査（森林環境税に関する処分についての不服申立てに係る事件の審理のための調査及び森林環境税に関する犯罪事件の調査を含む。）若しくは租税条約等実施特例法の規定により行う情報の提供のための調査に関する事務又は森林環境税の徴収に関する事務に従事している者又は得た秘密を漏らし、又は盗用した場合には、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三章 森林環境税

（森林環境税）

第二十七条 森林環境税は、森林環境税の収入額に相当する額とし、市町村及び都道府県に對して譲与するものとする。

（市町村に對する森林環境税の譲与の基準）

第二十八条 森林環境税の十分の九に相当する額（以下この項において「市町村譲与額」という。）は、市町村に對して譲与するものとし、市町村譲与額の百分の五十五に相当する額を各市町村の区域内に存する私有林人工林の面積（統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第四項に規定する基幹統計である農林業構造統計の最近に公表された結果による私有林かつ人工林の面積をいう。次項及び次条において同じ。）で、市町村譲与額の百分の二十に相当する額を各市町村の林業就業数（官報で公示された最近の国勢調査の結果による各市町村において林業に就業する者の数をいう。）で、市町村譲与額の百分の二十五に相当する額を各市町村の人口（官報で公示された最近の国勢調査の結果による人口をいう。同条において同じ。）で按分して譲与するものとする。

2 前項の各市町村の区域内に存する私有林人工林の面積については、各市町村の林野率（統計法第二条第四項に規定する基幹統計である農林業構造統計の最近に公表された結果による林野率をいう。）に基づき、総務省令で定めるところにより補正するものとする。

（都道府県に對する森林環境税の譲与の基準）

第二十九条 森林環境税の十分の一に相当する額（以下この条において「都道府県譲与額」という。）は、都道府県に對して譲与するものとし、都道府県譲与額の百分の五十五に相当する額を各都道府県の区域内の各市町村に係る私有林人工林の面積を合算した面積で、都道府県譲与額の百分の二十に相当する額を各都道府県の林業就業数（官報で公示された最近の国勢調査の結果による各都道府県において林業に就業する者の数をいう。）で、都道府県譲与額の百分の二十五に相当する額を各都道府県の人口で按分して譲与するものとする。

（譲与時期及び各譲与時期の譲与額）

第三十条 森林環境税は、毎年度、次の表の上欄に掲げる譲与時期に、第二十八条第一項の規定により譲与すべきものについてはそれぞれ同表の下欄に掲げる額の十分の九に相当する額を、前条の規定により譲与すべきものについてはそれぞれ同表の下欄に掲げる額の十分の一に

相当する額を譲与する。

（譲与時期及び各譲与時期の譲与額）

第三十条 森林環境税は、毎年度、次の表の上欄に掲げる譲与時期に、第二十八条第一項の規定により譲与すべきものについてはそれぞれ同表の下欄に掲げる額の十分の九に相当する額を、前条の規定により譲与すべきものについてはそれぞれ同表の下欄に掲げる額の十分の一に

相当する額を譲与する。

（譲与時期及び各譲与時期の譲与額）

第三十条 森林環境税は、毎年度、次の表の上欄に掲げる譲与時期に、第二十八条第一項の規定により譲与すべきものについてはそれぞれ同表の下欄に掲げる額の十分の九に相当する額を、前条の規定により譲与すべきものについてはそれぞれ同表の下欄に掲げる額の十分の一に

譲与各譲与時期に譲与すべき額	
九月	当該年度の初日の属する年の三月から八月までの間の収納に係る森林環境税の収入額に相当する額
三月	当該年度の初日の属する年の九月から翌年の二月までの間の収納に係る森林環境税の収入額に相当する額

2 前項に規定する各譲与時期に譲与することができなかった金額があるとき、又は当該譲与時期において譲与すべき額を超えて譲与した金額があるときは、それぞれ当該金額を、当該譲与時期以後の譲与時期に譲与すべき額に加算し、又はこれから減額するものとする。

(各譲与時期の譲与額の計算)

第三十一条 各市町村及び都道府県に対する前条第一項に規定する各譲与時期に譲与すべき森林環境税の額として第二十七条から前条までの規定を適用して計算した金額に千円未満の端数金額があるときは、その端数金額を控除した金額をもって、当該譲与時期に譲与すべき森林環境税の額とする。

(譲与すべき額の算定に錯誤があつた場合の措置)

第三十二条 総務大臣は、森林環境税を市町村及び都道府県に譲与した後において、その譲与した額の算定に錯誤があつたため、譲与した額を増加し、又は減少する必要があるときは、総務省令で定めるところにより、当該増加し、又は減少すべき額を、錯誤があつたことを発見した日以後に到来する譲与時期において譲与すべき額に加算し、又はこれから減額した額をもって当該譲与時期において市町村及び都道府県に譲与すべき額とするものとする。

(地方財政審議会の意見の聴取)

第三十三条 総務大臣は、第二十八条第二項若しくは前条の総務省令を制定し、若しくは改廃しようとするとき、又は市町村及び都道府県に対して譲与すべき森林環境税を譲与しようとするときは、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

(森林環境税の使途)

第三十四条 市町村は、譲与を受けた森林環境税の総額を次に掲げる施策に要する費用に充てなければならない。

- 一 森林の整備に関する施策
- 二 森林の整備を担うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓

発、木材の利用(脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律(平成二十二年法律第三十六号)第二条第三項に規定する木材の利用をいう。)の促進その他の森林の整備の促進に関する施策

2 都道府県は、譲与を受けた森林環境税の総額を次に掲げる施策に要する費用に充てなければならない。

- 一 当該都道府県の区域内の市町村が実施する前項各号に掲げる施策の支援に関する施策
- 二 当該都道府県の区域内の市町村が実施する前項第一号に掲げる施策の円滑な実施に資するための同号に掲げる施策
- 三 前項第二号に掲げる施策

3 市町村及び都道府県の長は、地方自治法第二百三十三条第三項の規定により決算を議会の認定に付したときは、遅滞なく、森林環境税と税の用途に関する事項について、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

第四章 雑則
(命令への委任)

第三十五条 この法律に定めるもののほか、市町村及び都道府県に対して譲与する森林環境税の額の計算に關し必要な細目その他この法律の施行に關し必要な事項は、命令で定める。

附則 抄

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第二章並びに附則第五条、第八条(地方税法第二十七条第二項の改正規定(第二十五条第六項、)を削る部分を除く。)及び同法第二百九十九條第二項の改正規定を除く。)、第九條から第十六條まで、第十七條(特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)第二十三条第一号二の改正規定に限る。)、第十八條、第十九條及び第二十一条(総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第四条第一項第五十三号及び第五十五号の改正規定に限る。))の規定は、令和六年一月一日から施行する。

(適用区分)

第二条 第二章の規定は、令和六年度以後の年度分の森林環境税について適用する。

第三条の規定は、令和元年度以後の年度分の森林環境税について適用する。

発、木材の利用(脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律(平成二十二年法律第三十六号)第二条第三項に規定する木材の利用をいう。)の促進その他の森林の整備の促進に関する施策

2 都道府県は、譲与を受けた森林環境税の総額を次に掲げる施策に要する費用に充てなければならない。

(森林環境税の譲与の特例)

第二条の二 市町村及び都道府県における森林の整備及びその促進に関する施策の実施状況等に鑑み、令和二年度から令和六年度までの各年度において市町村及び都道府県に対して譲与する森林環境税と税については、第二十七条及び第三十条第一項の規定にかかわらず、特別会計に関する法律附則第十条第四項の規定により交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れた額の全部又は一部に相当する額を譲与するものとする。

第三条 令和元年度において市町村及び都道府県に対して譲与する森林環境税と税に係る第二十七条から第三十条までの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二十七条	森林環境税の収入額に二百億円相当する額	公表された結果	公表された結果又は林野庁長官が実施した調査のうち総務省令で定める調査の最近に公表された結果
第二十八条	十分の九	五分の四	五分の四
第二十九条	十分の一	五分の一	五分の一
第三十条	当該年度の初日の属する年の三月から八月までの間の収納に係る森林環境税の収入額に相当する額	百億円	百億円
第三十一条	当該年度の初日の属する年の九月から翌年の二月までの間の収納に係る森林環境税の収入額に相当する額	百億円	百億円

係る第二十七条から第三十条までの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二十七条	森林環境税の収入額に四百億円相当する額	公表された結果	公表された結果又は林野庁長官が実施した調査のうち総務省令で定める調査の最近に公表された結果
第二十八条	十分の九	二十分の十七	二十分の十七
第二十九条	十分の一	二十分の三	二十分の三
第三十条	当該年度の初日の属する年の三月から八月までの間の収納に係る森林環境税の収入額に相当する額	二百億円	二百億円
第三十一条	当該年度の初日の属する年の九月から翌年の二月までの間の収納に係る森林環境税の収入額に相当する額	二百億円	二百億円
第三十二条	当該年度の初日の属する年の九月から翌年の二月までの間の収納に係る森林環境税の収入額に相当する額	二百億円	二百億円
第三十三条	当該年度の初日の属する年の九月から翌年の二月までの間の収納に係る森林環境税の収入額に相当する額	二百億円	二百億円
第三十四条	当該年度の初日の属する年の九月から翌年の二月までの間の収納に係る森林環境税の収入額に相当する額	二百億円	二百億円
第三十五条	当該年度の初日の属する年の九月から翌年の二月までの間の収納に係る森林環境税の収入額に相当する額	二百億円	二百億円

第三十条第一項の表	十分の一	二十五分の三
第三十条第二項の表	該年度の初日の属する二百五十億円の三月から八月までの億円の額	該年度の初日の属する二百五十億円の三月から八月までの億円の額
第三十条第三項の表	該年度の初日の属する二百五十億円の三月から八月までの億円の額	該年度の初日の属する二百五十億円の三月から八月までの億円の額

4 令和六年度において市町村及び都道府県に対して譲与する森林環境譲与税に係る第二十七条及び第三十条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三十条第一項の表	該年度の初日の属する二百五十億円の三月から八月までの億円の額	該年度の初日の属する二百五十億円の三月から八月までの億円の額
第三十条第二項の表	該年度の初日の属する二百五十億円の三月から八月までの億円の額	該年度の初日の属する二百五十億円の三月から八月までの億円の額
第三十条第三項の表	該年度の初日の属する二百五十億円の三月から八月までの億円の額	該年度の初日の属する二百五十億円の三月から八月までの億円の額

（政令への委任）
 第四十条 この附則に定めるもののほか、令和六年度における森林環境税の賦課徴収に関し必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和二年三月三十一日法律第五号）抄
 第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。

（森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の一部改正に伴う経過措置）
 第二十条 令和二年度分の地方交付税に係る地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第十四条の規定による基準財政収入額の算定に係る同条第三項の規定の適用については、同項の

表道府県の項第十七号中「前年度の森林環境譲与税の譲与額」とあるのは、「当該年度の森林環境譲与税の譲与見込額として総務大臣が定める額」と、同表市町村の項第二十一号中「前年度の森林環境譲与税の譲与額」とあるのは、「当該年度の森林環境譲与税の譲与見込額として総務大臣が定める額」とする。

（罰則に関する経過措置）
 第二十三条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（政令への委任）
 第二十三条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（政令への委任）
 第二十四条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（政令への委任）
 第二十五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（政令への委任）
 第二十六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（政令への委任）
 第二十七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（政令への委任）
 第二十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（政令への委任）
 第二十九条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（政令への委任）
 第三十条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（施行期日）
 第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から三まで 略
 四 第二条（次号及び第十号に掲げる改正規定を除く）、第十一条、第十二条（森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第二十条第二項の改正規定に限る。）及び第十三条（特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第二十条第二項の改正規定に限る。）並びに附則第九条の規定 令和五年四月一日

（罰則に関する経過措置）
 第二十三条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税及び特別法人事業税並びにこの附則の規定によりなお効力を有することとされる旧法の規定に係る地方税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）
 第二十四条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（政令への委任）
 第二十五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（政令への委任）
 第二十六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（政令への委任）
 第二十七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（政令への委任）
 第二十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（政令への委任）
 第二十九条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（政令への委任）
 第三十条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（政令への委任）
 第三十一条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和五年三月三十一日法律第二号）抄
 第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。

附 則（令和五年二月六日法律第八号）抄
 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（令和六年三月三〇日法律第四号）抄
 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の一部改正に伴う経過措置）
 第三十四条 第九条の規定による改正後の森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の規定は、令和六年度以後の年度分の森林環境譲与税について適用し、令和五年度分までの森林環境譲与税については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）
 第三十五条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）
 第三十六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和六年三月三〇日法律第五号）抄
 第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。

附 則（令和六年三月三〇日法律第五号）抄
 第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。

附 則（令和六年三月三〇日法律第五号）抄
 第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。

附 則（令和六年三月三〇日法律第五号）抄
 第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。

附 則（令和六年三月三〇日法律第五号）抄
 第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。